

前橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2～3 省略</p> <p>4 市長は、家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないことができる。</p> <p>5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、<u>法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)</u>であって、市長が<u>適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>子ども・子育て支援法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設(法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。)</u></p> <p>(2) <u>法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児又は幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの</u></p> <p>(食事の提供の特例)</p> <p>第16条 省略</p> <p>2 搬入施設は、次に掲げるいずれかの施設とする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、<u>利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの(第24条に規定する家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所(第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。))において家庭的保育事業を行う場合に限る。)</u></p> <p>附 則</p> <p>1～2 省略</p> <p>(連携施設に関する経過措置)</p> <p>3 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の</p>	<p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2～3 省略</p> <p>(食事の提供の特例)</p> <p>第16条 省略</p> <p>2 搬入施設は、次に掲げるいずれかの施設とする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、<u>乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの(第24条に規定する家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所(第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。))において家庭的保育事業を行う場合に限る。)</u></p> <p>附 則</p> <p>1～2 省略</p> <p>(連携施設に関する経過措置)</p> <p>3 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の</p>

必要な適切な支援を行うことができると市が認めたときは、施行日から起算して10年を経過する日までの間、第6条第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

4～9 省略

必要な適切な支援を行うことができると市が認めたときは、施行日から起算して5年を経過する日までの間、第6条第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

4～9 省略